

県に提出した諏訪学区地域振興事業(その2)

・諏訪梅林の整備

歴史ある自然と融合協調する梅林・親水公園として誰でも、いつでも、何度でも来園したくなる、子どもたち 夢と希望を与える公園にするため

- ①管理棟の新設(職員常駐)
- ②鮎川川遊び場、バーベキュー場、展示場(諏訪梅林の歴史、ホタル等の生育展示)
- ③トイレの整備(併設または改修)
- ④梅林内の遊歩道整備(遊歩道の改良と拡張)
- ⑤外灯の整備(太陽光利用等による改良と設置)
- ⑥北園、南園連絡橋の設置
- ⑦左右安全ミラーの整備、第2・第3駐車場の整備(舗装・ライン整備)
- ⑧第1駐車場の北側整備(擁壁工事)
- ⑨梅林全域に対する、梅樹高の低木化(2～3m)と剪定及び追肥の実施
- ⑩駐車場の増設
- ⑪諏訪梅林・鮎川の不法投棄防止フェンスと監視カメラの設置(梅林橋から第3駐車場ほか)
- ⑫ 諏訪梅林から「かみすわ山荘」までの自転車道設置と駐車場の増設



・鮎川の整備

鮎川の流域については未整備な箇所や不法投棄が見受けられ、最近の異常気象により大雨も予想されることから浚渫工事、樹木の伐採等を行いきれいで安全な川を守るため

- ①水穴から諏訪梅林、西田橋までの整備(魚道工事、浚渫工事、樹木の伐採等)
- ②西田橋から諏訪梅林までの遊歩道の設置・整備
- ③諏訪梅林付近・かみすわ山荘付近にホタルの生息地の整備(生息地の設置)
- ④県道37号線に不法投棄防止の監視カメラ、梯子の設置(鮎川の上流流域)
- ⑤諏訪ダムから鮎川合流地点までの整備



編集後記

「今だけ、ここだけ、自分だけ」私、個人、エゴの嵐が吹き荒れた平成日本を象徴する言葉の一つです。それに対し、「今だけでない、ここだけでない、自分だけでない」令和は公、公共、エコの時代とも言われています。本件は進め方次第で令和時代にふさわしい「公共関与の建設物」になる可能性もあります。手間がかかっても引き続き住民含む関係者との共感と対話のプロセスを大事にするか、「お上意識」に先祖返りするか、行政関係者各位の時代認識とバランス感覚が問われる案件だとつくづく感じる今日この頃です。



かんきょう 言取言方

第11号 令和4年11月20日

諏訪学区コミュニティ推進会
環境保全委員会総務広報部

電話 (33)3841

●●● はじめに ●●●

県知事が諏訪町を候補地と発表してから2年半が経ちました。
今回は9月～11月に行われた日立市議会特別委員会、諏訪学区拡大環境保全委員会、
諏訪学区地域振興事業要望
(諏訪梅林の整備、鮎川の整備、県道37号線、諏訪梅林通り交通安全)を紹介します。

10月～11月の出来事

- | | |
|-------|---|
| 10月3日 | 拡大正副会長、自治会長会議(地域振興事業／県から説明内容報告) |
| 5日 | コミュニティ推進会役員会(地域振興事業／県からの説明内容報告) |
| 24日 | 第22回拡大環境保全委員会(産廃施設工事車両／県から委員への説明と議論) |
| 29日 | 第23回拡大環境保全委員会(産廃施設工事車両／県から沿道自治会住民への説明と議論) |
| 31日 | 拡大正副会長、自治会長会議(産廃施設工事車両／県からの説明内容報告) |
| 11月2日 | コミュニティ役員会(産廃施設工事車両／県からの説明内容報告) |

9月20日 日立市議会 新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会 会議結果 (市議会HPより)

茨城県から報告を受け、質疑を行った。なお、報告内容及び委員と県の主なやり取りは、次のとおり。

ア 地域振興事業の実施に向けた検討について

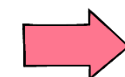
茨城県、日立市及び茨城県環境保全事業団の3者による「最終処分場整備に伴う地域振興等推進会議」を6月20日に設置し、7月に計画地周辺の地元4学区の代表者等を対象に説明会を開催したほか、9月に地元4学区からの要望を聴取した後、年内を目途に地域振興事業案をまとめていくことについて報告があった。

イ 新産業廃棄物最終処分場関連事業の取組状況について

新処分場整備を始め、新設道路及び周辺道路整備の進捗状況のほか、環境学習施設 基本計画の検討スケジュール等について報告があった。

■ 委員と県の主なやり取り

ア 委員 地域振興事業については、先日開催された県議会定例会の一般質問で、茨城県知事は、地元を含めた4者協定は必要だと明言されているが、県としては、どのように考えているのか。



回答(県): 今回の知事答弁の中では、施設運営や環境保全に関する責任の所在や、地域振興事業の実施を明確にするための協定等については、締結していく必要があると考えているが、どのような形にするかは関係者間で調整していくと答えている。

イ 委員: 新産業廃棄物最終処分場整備事業は、県がお願いして造る事業であるため、整備計画地の周辺である諏訪・大久保・成沢・油縄子の地元4学区から出た様々な要望をできるだけ真摯に受け止めていただき、満額回答できるように検討してほしい。

優先順位外の[要望事項]
県道37号線・梅林通り交通安全

[要望の背景・理由]

当件を優先順位外とした理由は、諏訪学区としては工事車両の地域内通行を禁止してほしい旨提案しておりますが、現状その回答が不明であるため、現時点では具体的な要望事項として整理することが困難であるため

具体的内容

大平田鉱山事務所前と
諏訪の水穴前のカーブ
改良と駐車場整備

大平田集会所前
のカーブの改良



大型車は
道すれすれ

- ・県道37号線上諏訪橋～最終処分場整備入口の間にガードレール付歩道を設置
- ・ふれあい橋(平和台入口)～小野家住宅の手前の間に歩道を新設



8月29日諏訪学区第19回拡大環境保全委員会における 質問事項と県の回答

質 問	回 答
(1)諏訪学区では当初より諏訪神社前の油縄子～現地の梅林通りの大型車通行は危険だと反対していた。 (2)新設道路を造ることになったので諏訪学区では工事車両も産廃車両も通行はなくなっとた考えていた。 (3)施設建設については新設道路が出来てから新設道路を使い施設建設を始めるよう要望していた。	令和2年6月から実施した住民説明会において、梅林通り・県道37号を処分場への搬入車両が通行することについて不安の声をいただいていたことから、新たな搬入ルートとして山側道路と県道37号を結ぶ新設導路を整備することといたしました。一方、工事車両につきましては、整備工程の関係上、既存道路(梅林通り・県道37号)を通行せざるを得ない状況です。工事期間中の工事車両通行に際し、沿線地域にお住いの皆様には御不便、御迷惑をおかけすることがあるかと思いますが御理解、御協力いただければと存じます。
(4)梅林通りを工事用車両が通行する考えはいつ、どこでどのような議論があり決まったのか。 (5)当初より、工事車両は梅林通りを通行する予定であったのか。	工事車両については処分場工事の部材搬入等の工事車両が通行する必要があり、また建設予定地へアクセス可能な道路が限られていることから、令和2年6月当初より国道6号梅林通り及び県道37号を通行することを想定していました。また、貴委員会の会合における質疑応答の中で、工事車両が梅林通りや県道37号を通ることを説明しています。廃棄物の搬入車両につきましては、梅林通りの通行に対し地域の皆様から不安の声をいただいたことから、処分場の運営期間中、周辺的生活環境への影響を出来る限り少なくするため、新設道路を整備することとなりましたが、現処分場の埋立終了時期を踏まえると、新処分場と新設道路の両方の整備を並行して進めなければならないことから、工事車両の既存道路通行につきましては御理解をいただければと存じます。
(6)地域への説明と了解はいらないと考えていたか。	工事期間中の工事車両対応につきましては、フォローアップ説明会や諏訪学区環境保全保全委員会場で可能な範囲で御説明してまいりましたが、詳細な内容については、工事車両の台数や工程が決まった段階で、地域の皆様へ改めて御説明する必要があると考えております。なお、梅林通り及び県道37号は道路法の道路であり、大型車両の通行が制限されているわけではないと認識しておりますが、工事期間中における交通安全や混雑緩和に配慮いたします。
(7)道交法では、産廃用工事車両だけを通行禁止にすることは出来るのでしょうか。	工事発注者において、施工業者に対して工事用車両の通行ルートを指定することは可能ですが、道路交通法において工事車両のみを通行禁止とすることは出来ません。
(8)工事用車両の通行は、地域振興ではなく、施設建設のためと考えられないですか。	工事車両の通行は施設建設を目的とするものです。工事車両の交通安全対策としまして諏訪神社前へのガードパイプの整備を予定しておりますが、設置したガードパイプは処分場建設工事後も存置することから、歩行者の安全にも寄与すると考えておりますので、交通安全対策を兼ねた地域振興策としての実施を予定しております。
(9)このままで地域との信頼関係は大丈夫ですか。	地元の皆様との信頼関係が大変重要と考えております。皆様の御意見を踏まえながら、整備を進めてまいりますので、御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。